

「鹿児島県観光振興基本方針」を策定しました

県では、平成21年4月に施行された「観光立県かごしま県民条例」に基づく基本方針として、「鹿児島県観光振興基本方針」を策定しました。

今後、県ではこの基本方針に基づき、県民の皆さんをはじめ、市町村、観光関係事業者・団体と一緒に、「観光立県かごしま」の実現を目指した施策を進めていきます。

鹿児島県観光振興基本方針の概要

1. 基本目標

おおむね10年後を見据えた観光かごしまの姿として、
「おもてなしの心と本物の素材で形成する世界を魅了する観光地“KAGOSHIMA”」を基本目標として定めています。

2. 「観光立県かごしま」の実現に向けて

(1) 観光を担うすべての担い手に共通の視点

本県の観光振興に当たっては、
県民の皆さんをはじめ、地域のさまざまな主体と一緒に、
「地域をデザインする」、「地域を発信する」、「地域をつなぐ」、
「地域でもてなす」、「地域の環境を守る」の視点から取り組んでいきます。



(2) 県が実施する施策の方向や展開

平成22年度から平成26年度までの5年間を推進期間とし、各種の施策を展開して宿泊者数を増やすことを目指します。

数値目標	目標項目	目標(H26年)	参考(H20年)
	延べ宿泊者数 (うち外国人延べ宿泊者数)	5,500千人 (130千人)	約4,981千人 (約117千人)

施 策 の 方 向



国内外からの誘客促進

観光客の来訪の促進(旅行エージェント等と連携した宣伝誘致活動の推進等)など

魅力ある癒しの観光地づくり

観光関係施設等の整備(地域の特性を生かした良好な街並み景観の形成等)など



おもてなし先進県鹿児島づくり

観光を担う人材の育成(観光ボランティアガイドの組織化と研修の促進等)など

※ 基本方針は、県のホームページ(トップページ>産業・労働>観光・特産品>観光かごしま)に掲載していますのでご参考ください。

問い合わせ先 県庁観光課 ☎099(286)2994

水俣病被害者の方へ 一時金や療養費の給付申請を受け付けています

- 平成22年5月1日から、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、給付の申請を受け付けています。
- 申請をされ、診断・判定の結果、対象となる方は、一時金などの給付が受けられます。
- かつて水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた方であれば、今お住まいの住所に限らず、申請できます。

対象となる方	かつて水俣湾などでメチル水銀に汚染された魚などをたくさん食べた方	
	①手足の先の方の感覚(触覚、痛覚)が鈍い。 ②全身の感覚(触覚、痛覚)が鈍いなど、 ③に準ずる障害がある。	左には当たらないが、一定の感覚障害があり、水俣病にもみられる症状(しびれ、ふるえなどのいずれか)もある。
給付内容	一時金 ¹⁾ 、療養費 ²⁾ 、療養手当 ³⁾	療養費 ²⁾

- 1) 1人当たり210万円。チツソ株式会社から給付されます。
2) 医療費の自己負担分が給付されます。そのために水俣病被害者手帳を交付します。
3) 入院や通院による療養を受けた場合に、入・通院や年齢に応じ、月当たり12,900円～17,700円が給付されます。

※ このほか、離島にお住まいの方が島外の医療機関などに通院した場合に加算があります。

鹿児島県の窓口

県庁環境林務課 ☎099(286)2584
(月～金。休日を除く。午前8時30分～午後5時)

県内関係市町の窓口

出水市役所 いきいき長寿課 ☎0996(63)2111
長島町役場 保健衛生課 ☎0996(86)1111
阿久根市役所 健康増進課 ☎0996(73)1211

※ 申請書類は、県庁、県地域振興局・支庁、市町村で配布しています。

また、県のホームページ(トップページ>くらし・環境>環境保全・自然保護>水俣病対策)にも掲載しています。

問い合わせ先 県庁環境林務課 ☎099(286)2584